

宇部市交通局大型二種免許取得費用助成制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市交通局（以下「局」という。）が採用しようとする嘱託運転士の大型二種免許（以下「免許」という。）取得に要する費用を助成することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象となる者は、局が実施する嘱託運転士採用試験（大型二種免許未取得者対象）（以下「採用試験」という。）を受験し、採用を内定され、かつ、採用試験第一次試験合格通知日時点の年齢が60歳以下の者とする。

(助成金の額)

第3条 助成する金額（以下「助成金」という。）の上限額は、500,000円とし、採用試験第一次試験合格通知日時点の年齢別に別表のとおりとする。

2 免許の取得に要した費用が前項に定める上限額に満たない場合は、免許の取得に要した実費負担分を助成金として給付する。

(承諾書及び助成金給付申請書)

第4条 助成金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、局が通知する採用試験第二次試験合格通知書に記載する期日までに、宇部市交通局への入局の意思を確認する承諾書（様式第1号）及び助成金給付申請書（様式第2号）を宇部市交通事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(給付の決定及び通知)

第5条 管理者は、前条の規定により、申請者から助成金給付申請書の提出があったときは、当該申請に係る審査を行い、助成金給付決定通知書（様式第3号）により決定通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、局が申請者を採用した日以後、速やかに行うものとする。

(給付の方法)

第6条 前条の規定により決定された助成金は、採用後最初に支給する給与の支給に併せて50,000円（助成金給付申請額が50,000円未満の場合は、当該申請額）を給付し、残りの助成金がある場合は、分割により、採用後の給与（6月、12月）の支給時に給与に上乗せして給付する。

2 分割により給付される金額は、1回につき50,000円とし、前条の規定により決定された助成金の額に達した時点で給付を終了する。この場合において、当該給与支給日前に申請者が退職した場合は、以後の給付はしないものとする。

(その他事項)

第7条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成27年10月1日要綱第1号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年7月15日要綱第1号）

1 この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

（宇部市交通局嘱託運転士育成補助金交付要綱の廃止）

2 宇部市交通局嘱託運転士育成補助金交付要綱（平成24年要綱第1号）は廃止する。

附 則（平成29年4月10日要綱第1号）

この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附 則（平成30年6月1日要綱第1号）

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

2 改正前要綱第5条第1項に規定により、助成金の交付決定を受けた者で、平成30年6月1日時点で未支給の助成金がある者には、改正后要綱第6条第1項中「入局時に50,000円（助成金給付申請額が50,000円未満の場合は、当該申請額）を給付し」の規定は適用しない。

別表

年 齢	助成金の上限額
21歳～35歳	500,000円
36歳～40歳	450,000円
41歳～45歳	400,000円
46歳～50歳	350,000円
51歳～55歳	300,000円
56歳～60歳	250,000円

様式第1号

承 諾 書

私は、平成 年 月 日付けで宇部市交通局嘱託運転士として採用されることを承諾します。

なお、承諾後の辞退はいたしません。

平成 年 月 日

宇部市交通事業管理者 福 本 幸 三 様

住 所

氏 名

⑩

様式第2号

助成金給付申請書

平成 年 月 日

宇部市交通事業管理者 様

申請者 住所

氏名

印

宇部市交通局大型二種免許取得費用助成制度要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

イ	免許取得費用 (教習費及び検定費)	円
ロ	助成金上限額	円
助成金給付申請額 (イ又はロのいずれか少ない額)		円
添付書類	大型自動車第二種免許取得に要した経費を 証明するもの(領収書等の写し)	

